

# 小樽市不登校対応マニュアル

小樽市・小樽市教育委員会  
(令和8年3月改訂版)

## はじめに

本来、学校は、すべての児童生徒にとって楽しい「学びの場」であり、様々な体験や仲間づくりを通して社会性を育み、将来にわたって自立し、夢や希望をもった大人へと成長していく準備をするところでもあります。しかしながら、今日の学校では、社会の急激な変化に伴い、学校や家庭、地域社会も大きく変容する中、本市においても様々な理由から学校に登校することができない児童生徒が増加しております。

不登校は、その要因や背景が複雑・多様であることから、教育の観点だけで対応することが難しい場合もあります。しかし、児童生徒に対して教育が果たす役割は大きいことから、学校や教育関係者が連携して一層充実した支援や家庭への働きかけ等を行うことが必要です。

不登校に関しては、「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、要因・背景が多岐にわたることを理解した上で、多職種の専門家や関係機関とも連携・協力しながら、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要であることを踏まえ、このたび「小樽市不登校対応マニュアル」を作成しました。

本マニュアルを活用し、すべての児童生徒が安心して学びを継続し、社会的に自立することができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協力し一体となって全力で取り組みます。

## <目次>

### はじめに

#### 基本編

I 不登校の基本的な考え方	
1 不登校の定義等の理解	・・・ 1
2 支援の方向性	・・・ 1
3 支援の目標	・・・ 1
4 校内の組織体制の整備	・・・ 2
II 未然防止	
1 魅力ある学校づくり・学級づくり	・・・ 3
2 SOSの出し方に関する教育の充実	・・・ 3
3 教職員の相談力向上	・・・ 3
4 学校の風土の確認（見える化）	・・・ 3
III 早期対応	
1 児童生徒の変化の把握	・・・ 4
2 休み始めの段階における対応のポイント	・・・ 4
3 アセスメント（情報収集・分析）	・・・ 5
4 校内ケース会議（支援計画の作成）と支援の実施	・・・ 6
5 保護者との関係づくり	・・・ 6
IV 長期化への対応（継続的な支援）	
1 児童生徒の心身の状況を踏まえた校内外での支援	・・・ 7
2 校内での支援	・・・ 7
3 家庭訪問	・・・ 8
4 ICTの活用	・・・ 8
5 小樽市教育支援センター（登校支援室）	・・・ 8
6 保護者に対する支援	・・・ 9
7 保護者と学校、関係機関の連携	・・・ 9
8 児童虐待への対応	・・・ 9

#### 対応編

I 欠席の状況等に応じた対応	
1 児童生徒及び保護者への対応のポイント	・・・ 10
II 具体的な対応例	
1 「いじめを除く友人関係が主たる要因」である場合	・・・ 16
2 「教員との関係が主たる要因」である場合	・・・ 17
3 「学業の不振が主たる要因」である場合	・・・ 18
4 「進路に係る不安が主たる要因」である場合	・・・ 19
5 「学校教育への不信が主たる要因」である場合	・・・ 20
6 「入学時の不適応が主たる要因」である場合	・・・ 21
7 「非行が主たる要因」である場合	・・・ 22
8 「発達的な特性が主たる要因」である場合	・・・ 23
9 「病気（起立性調節障害等）が主たる要因」である場合	・・・ 24
III 相談窓口	・・・ 25

参考資料	・・・ 27
------	--------

# 基本編

# I 不登校の基本的な考え方

## 1 不登校の定義等の理解

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

不登校児童生徒への支援においては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。不登校の未然防止に向けた「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、児童生徒一人一人への支援については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「チーム」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

### 【不登校に対する正しい理解】

- ・取り巻く環境によって、どの児童生徒にも起こり得ること。
- ・多様な要因・背景の結果として不登校状態になっていること。
- ・不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭すること。
- ・不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつこと。
- ・学習の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在すること。

学校・家庭・地域社会が児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことにより、児童生徒の自己肯定感を高めることが大切であり、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることが出来る存在となるように、社会的自立に向けた取組を実施することが求められます。また、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性を伸長させ、結果として、児童生徒の社会的自立につながります。

## 2 支援の方向性

不登校児童生徒への支援を考える上で必要なのが、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点です。

「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりするのではなく、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意思（希望や願い）、本人がもっている強み（リソース）や興味・関心も含め、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要です。

## 3 支援の目標

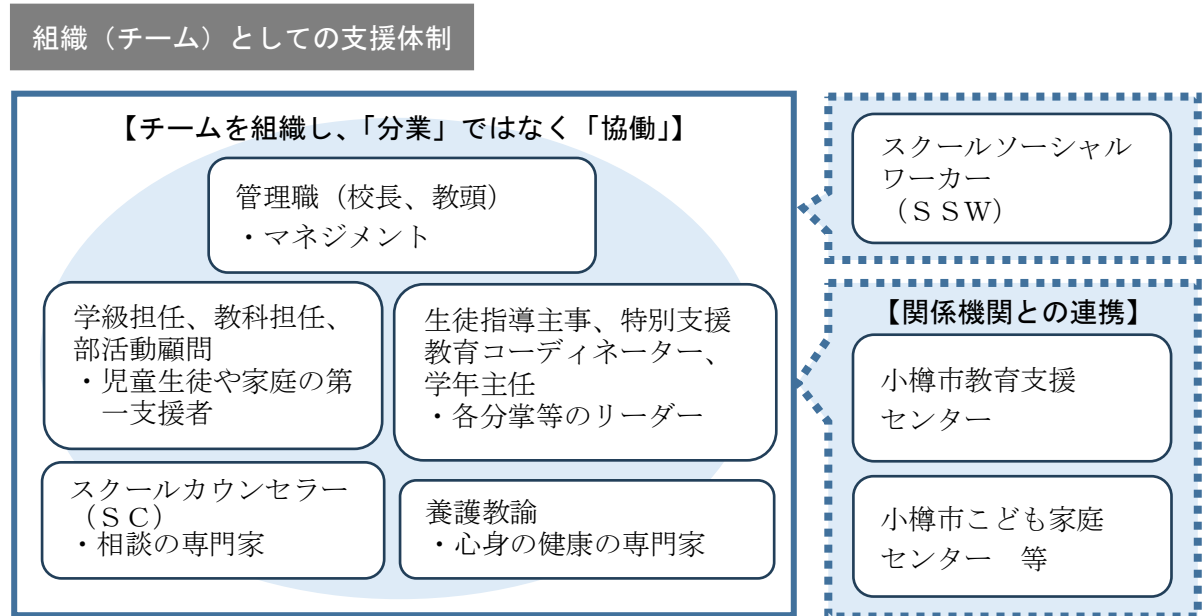
不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるように、社会的自立を果たすことであるため、不登校児童生徒への支援においては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められます。

個々の児童生徒に求められる自立の姿は実に多様であるため、学校復帰や転学等に際して、形だけを整えるのではなく、個に応じた多様な社会的自立に向けて目標の幅を広げた支援を行うことが必要になります。

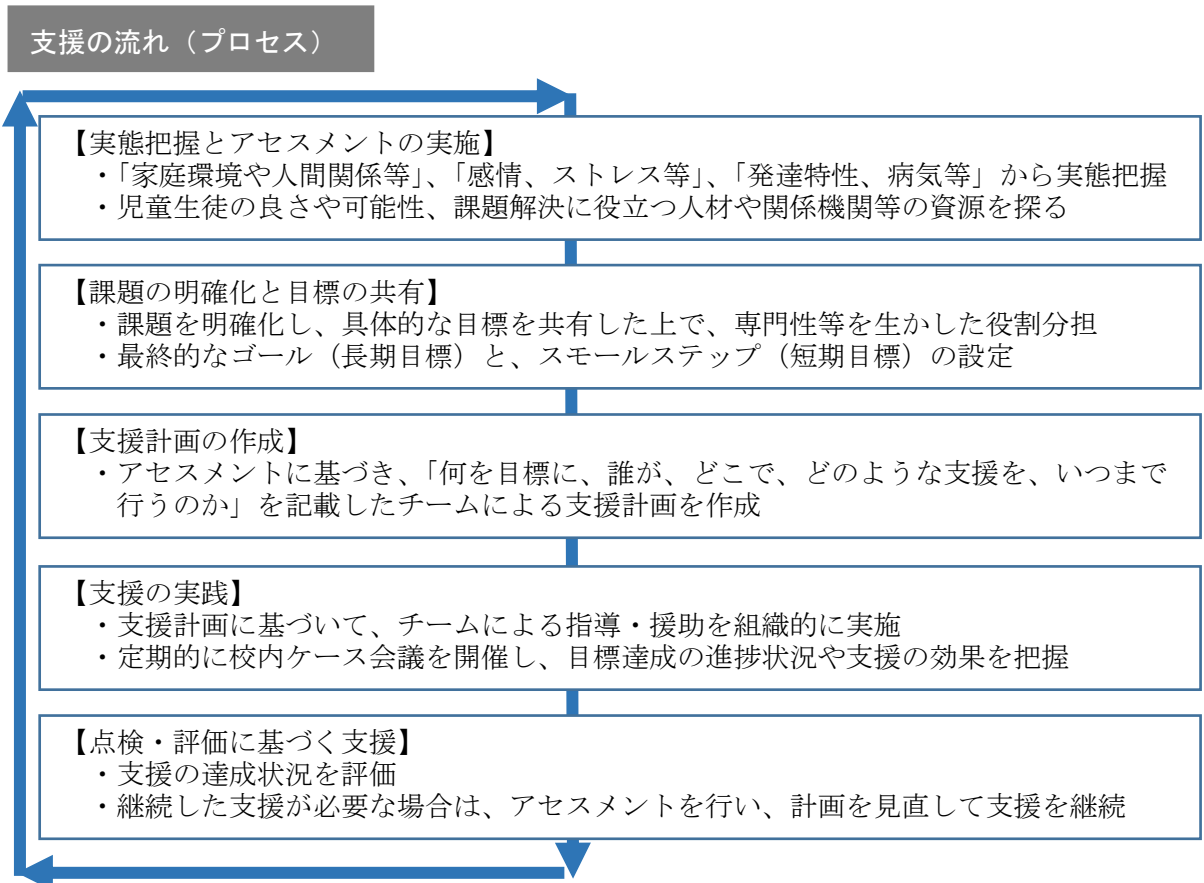
#### 4 校内の組織体制の整備

不登校の要因・背景は複雑化・多様化しており、また一人一人で異なります。学級担任一人ではできないことも、他の教職員等とチームを組み、役割分担することで、指導・援助の幅や可能性が広がります。

校内には、学級担任だけではなく、さまざまな専門性や職務を担う教職員がいます。それぞれが自身の役割を理解した上で、チームとして不登校児童生徒を支援することが大切です。



学校では、アセスメントに基づき、目標を共有するとともに、支援の内容や今後の支援計画等を作成することで、教職員間での情報共有が可能になります。対応方針の可視化を図るとともに、児童生徒の状況の変化を見守り続けることが大切です。



## II 未然防止

### 1 魅力ある学校づくり・学級づくり

不登校の未然防止のためには、魅力ある学校づくり・学級づくりに取り組み、すべての児童生徒にとって、学校・学級が、毎日通いたいと思える、安全・安心な居場所とすることが求められています。

そのためには、教職員が一人一人の児童生徒の個性の発見、良さや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるよう、教育活動全体を通じて、声かけ、励まし、賞賛などの自己存在感や自己肯定感、充実感を高める働きかけを行う必要があります。

また、すべての児童生徒が自分の良さを発揮しながら活躍することにより、互いの良さを認め合ったり、自己有用感を感じたりすることができる場や機会を意図的・計画的に提供するためには、「魅力ある学校づくり・学級づくり」に係る取組を教科等横断的な視点で教育課程に位置付けるなどして、組織的に推進することも重要です。

#### 【児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくり】

- ・校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校運営や学級づくりを行うことは、様々な問題の芽を摘み、すべての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現する一歩となります。

#### 【学級での居場所づくり】

- ・児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」、「心の居場所になっている」、「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくりを目指します。

#### 【児童生徒との信頼関係づくり】

- ・児童生徒の気持ちや本音を上手に引き出す共感的な対応など、教職員の相談力向上に取り組めます。
- ・受容的に接するとともに、規範・規律に反する言動に対しては毅然とした指導を行います。

#### 【学ぶ意欲を育む授業づくり】

- ・「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」を心がけることで、すべての児童生徒の学習への意欲や自己存在感を高めます。

### 2 SOSの出し方に関する教育の充実

悩みや不安などは、いつ起こるか分かりません。悩みが生じたときにすぐに話を聴いてもらえるような、気軽に相談できる体制をつくることは、児童生徒の安心感につながります。ところが、悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える児童生徒も見られます。悩みをもつことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組を行うことが大切です。

### 3 教職員の相談力向上

児童生徒が発するSOSを受け止めるためには、教職員の相談力向上が重要です。校内研修、教育相談に関する研修への参加のほか、教職員とSCやSSWによる相互コンサルテーションの機会をもつことなどが考えられます。

#### 【「相互コンサルテーション」とは】

児童生徒の問題で悩む者に対して、より効果的な指導・援助のあり方を見付けられるよう、異なる専門性や役割をもつ者がアセスメントや対応策について話し合うこと。

### 4 学校の風土の確認（見える化）

学校評価の仕組みを活用したり、学校の風土等を把握するためのツール（こども理解支援ツール『ほっと』道教委）等を活用したりして、児童生徒一人一人にとって、学校が安心して学ぶことができる環境であることを確かめることが大切です。

※入学直後や進級に伴う学級（クラス）替え後の時期は、児童生徒の人間関係を一から構築する大切な節目です。学級編制を行う際には、児童生徒相互の人間関係にも配慮するとともに、前学級担任と新学級担任等との引継を密にして、必要に応じ、本人や保護者と面談を行うなどして安心感をもたせるようにすることが大切です。

### Ⅲ 早期対応

#### 1 児童生徒の変化の把握

児童生徒は、自分の考えを必ずしも十分に言葉にできるわけではありません。児童生徒の日常に継続的に関わる教職員は、毎日見ているという強みを生かして、ちょっとした変化に気付くことができます。児童生徒の言葉・行動・表情に気を配るとともに、友人や教職員との関係、成績等の変化に対するアンテナを高くしておくことが大切です。

##### 【身体】

頭痛、腹痛、食欲不振、下痢、頻尿、睡眠不足、発熱、めまい、倦怠感など

##### 【言動】

反抗的な言動、不愛想、イライラ、遅刻・欠席など

##### 【態度】

元気がない、無反応、無気力、表情のこわばりなど

##### 【教育活動】

成績の急低下、集中力低下、提出物の未提出が多くなる、グループ活動での孤立など

##### 【スクリーニング】

データに基づき、支援が必要な児童生徒を早期に見だし、組織的な支援につなげるために有効。

※アセスメントツール「心と身体のチェック」（道教委）の活用

#### 2 休み始めの段階における対応のポイント

児童生徒は、「学校に行きたくない」と言い出す前段階から、すでにストレスを抱えています。本人や保護者も明確な理由が分からない欠席が連続した場合はSOSではないかと疑い、危機感をもって対応します。「欠席理由があいまいである」、「頭痛など体調不良を理由とした欠席が繰り返される（断続的な欠席も含む）」のようなケースは、特に注意が必要です。

##### 【近況や過去の欠席状況を把握】

- ・クラスや部活動での最近の様子を教職員や友人から聞き取る。
- ・保健室や相談室を利用していたか確認する。
- ・過去の欠席状況などを確認する。

◇過去に不登校の経験がある場合は、病気欠席でも不登校の兆候を疑います。  
◇教職員や友人との関係、勉強の理解度など、学校生活が背景要因にないか確認します。

##### 【本人の状況を確認】

- ・保護者と連絡を取り、家庭での様子を確認する。
- ・本人と話すことができた場合は、「体調はどう？」といった声かけをする。

◇心配する気持ちを伝え、不安に寄り添いながら児童生徒の様子を確認します。  
◇家庭での問題が、子どもの不安や悩み、意欲低下につながることもあります。

##### 【「校内ケース会議」を実施】

- ・情報を共有し、対応を検討する。
- ・現状と今後の対応について管理職に報告する。
- ・家庭訪問を行う。（保護者との連携を図りながら丁寧に）

◇家庭訪問を実施すべきか悩む場合は、SCなどに相談します。

### 3 アセスメント（情報収集・分析）

不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげる丁寧なアセスメントを行い、児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づいて、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、チーム支援を行うことが大切です。

#### 基本姿勢

##### 【教職員個人の指導観や経験にとらわれない】

- ・不登校児童生徒は、分かっているが動けない心の状況にあります。教職員個人の指導観や経験から、安易に「サボり」「怠け」「非行」「無気力」と決めつけないよう注意します。

##### 【不登校の背景・要因を多面的に理解する】

- ・不登校の原因は簡単には分かりません。本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っています。本人や保護者の話、教職員や友人への聞き取り、いじめアンケート、指導要録、家庭訪問の記録などから情報を収集し、整理します。

##### 【保健室・相談室との連携】

- ・多様な困難を抱えた児童生徒が保健室や相談室を訪れることがあります。保健室では、心身の不調などの訴えに対して、養護教諭による相談等が行われており、相談室では、ＳＣ等が在室している日は、休み時間や放課後などを中心に個別の相談に応じています。児童生徒の話を受け止める養護教諭やＳＣ等と学級担任、教科担当教員等が連携し、適切に情報を共有し、整理します。

#### 観点

児童生徒一人一人の状況や支援ニーズについては、「生物学的要因」、「心理学的要因」、「社会的要因」の観点から多面的にアセスメントを行うことが大切です。

##### 【生物学的要因】

「睡眠」、「食事」、「運動」、「疾患」、「体調不良」、「特別な教育的ニーズ」など

##### 【心理学的要因】

「学習」、「情緒」、「社交性」、「集団行動」、「自己有用感」、「自己肯定感」など

##### 【社会的要因】

「児童生徒間関係」、「教職員との関係」、「学校生活」、「家族関係」、「家庭背景」など

#### 理解しておくべき障害や疾病

発達障害や疾病などに対する教職員の理解不足が、二次的な問題として不登校の要因になることもあります。偏見の目で見たり、決めつけたりするのではなく背景や事情を理解することが大切です。

##### 【発達障害】

- ・注意欠陥多動性障害（「集中できない」、「じっとしてられない」など）
- ・自閉症（「対人関係・社会性の障害」、「パターン化した行動、こだわり」など）
- ・学習障害（学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力で困難）

##### 【起立性調節障害】

- ・自律神経のバランスが崩れ、血流の低下や心拍数の異常などにより身体や頭が重くなり、朝起き上がることが難しい状況。

##### 【過敏性腸症候群】

- ・検査をしても腸に腫瘍や炎症が見つからないにも関わらず、下痢や便秘、腹痛といった症状が続く病気。

##### 【脳脊髄液減少症】

- ・比較的軽微な外傷等が原因で脳脊髄液が漏れることで発症すると言われており、頭痛、めまい、記憶障害などの症状があるが、見た目にはどこも悪くなさそうなため、精神的なもの、怠けと誤解されがち。

#### 4 校内ケース会議（支援計画の作成）と支援の実施

校内ケース会議とは、児童生徒やその家庭に必要な指導・援助とその方法を決定する会議であり、本会議では、原因追及や学校復帰の方法のみにこだわるのではなく、本人の気持ちやどのような学校であれば行けるのかという支援ニーズを理解し寄り添いつつ、アセスメントに基づく一人一人に応じた具体的な支援を計画し、実施します。

##### 【構成メンバー】

管理職、学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、ＳＣ等

※必要に応じて、ＳＳＷ、小樽市教育支援センター、小樽市こども家庭センター等関係機関にも依頼

##### 【アセスメントを行い欠席の要因を明確にする】※前項参照

- ・複数の教職員等で情報を共有し、整理分析を行う。
- ・より適切なアセスメントを行うために、養護教諭、ＳＣ等の多様な視点を踏まえる。

##### 【欠席の要因から課題を整理し、支援計画を作成する】

- ・長期目標（ゴール）とその実現に向けた短期目標を明確にし、共通理解を図る。
- ・「いつ」「だれが」「だれに」「何を」「どのように」「どの程度」行うことが効果的か検討し、具体的に役割分担する。
- ・家庭へのアプローチや関係機関との連携について具体的に決める。

◇指導や援助の在り方を、教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えます。

◇どの段階で、どのような指導・援助が必要かという時間的視点をもって考えます。

##### 【支援の実施】

- ・策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要。
- ・支援計画に基づいた対応の結果を記録する。
- ・支援計画通りにいかない場合や、対応が難しい場合、支援の在り方の見直しを行う。

◇児童生徒の状況は変わっていくため、最適な支援が届く計画になっていたかを評価し、継続的に繰り返しアセスメントを行い、支援計画の見直しを行うことが大切です。

#### 5 保護者との関係づくり

児童生徒は学校や家庭、地域等において様々な人間関係の中で生活しています。家族との衝突が学校での反抗的な態度につながったり、家庭でのトラブルがもとになり気持ちが沈んでしまったりと、心身の不調の背景に家庭の要因が関係していることも少なくありません。その意味からも、不登校の予兆の早期発見・対応において教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠と言えます。保護者の話をよく聴き、保護者との間に、不登校児童生徒支援の協力者としての関係を築くことが重要です。保護者を元気づけ、心理的に安定させることが、児童生徒への有効な支援につながります。

##### 【「聴く」ためのポイント】

- ・あいづちを打ちながら、できるだけ口をはさまずに
- ・相手が話した内容を繰り返しながら
- ・せかすことなく、おだやかに
- ・きいているときの自分の感情を確かめながら冷静に

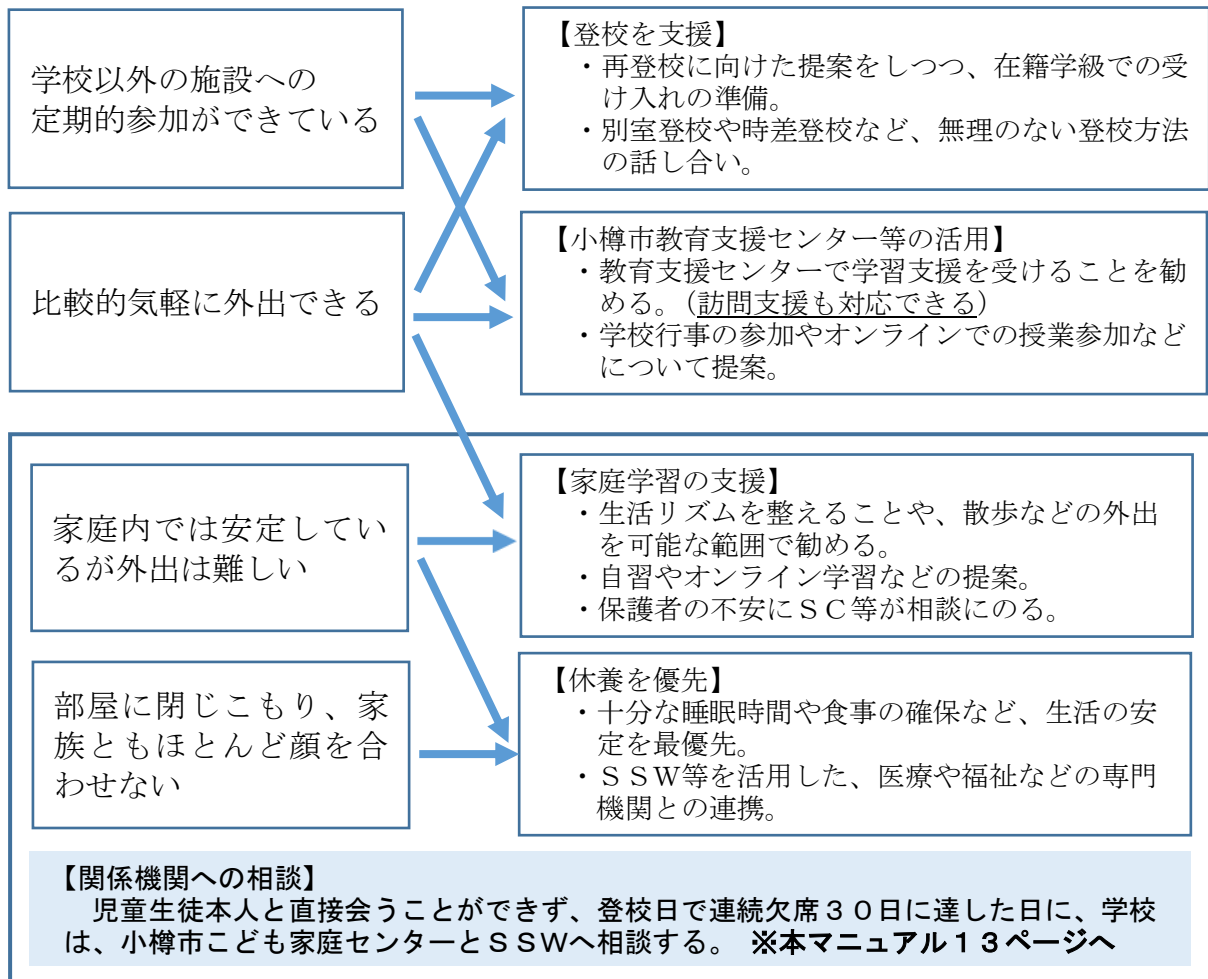
##### 【「伝える」ためのポイント】

- ・まずは感謝やねぎらいを
- ・子どものよいところは具体的なエピソードで
- ・課題となることは、情報を整理して客観的に
- ・指導・支援のアイディアは、保護者が選択できるように

## IV 長期化への対応（継続的な支援）

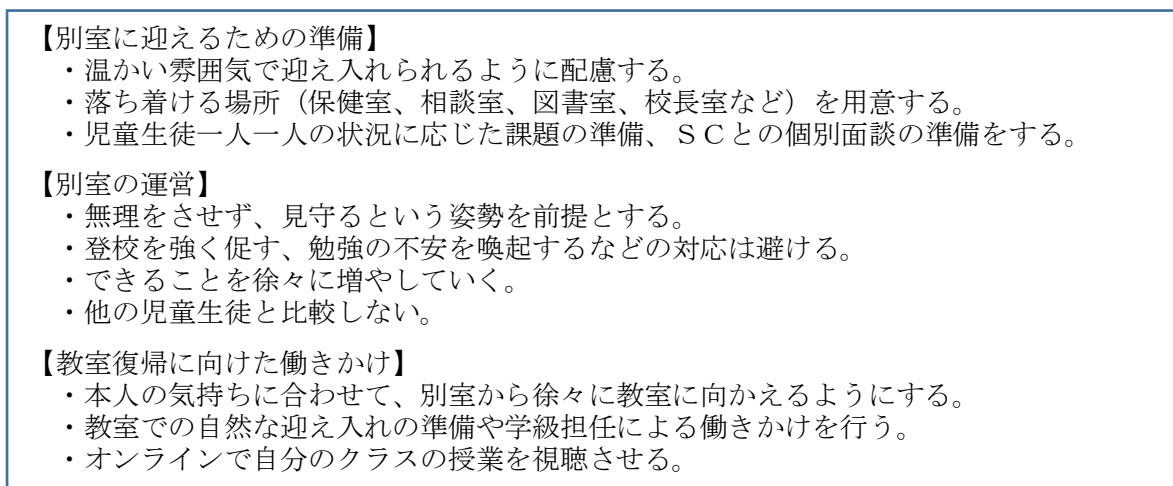
### 1 児童生徒の心身の状況を踏まえた校内外での支援

自立への道のりは一人一人様々です。不登校が長期化している場合は、登校を支援するのか、学校外の支援機関につなげるのか、休養を優先するのかなど、個々の心身の状況変化を見守りながら、目標の幅を広げた支援を行います。



### 2 校内での支援

教室に居場所感がもてない児童生徒の避難場所として、また一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として、別室登校を行うことは珍しくありません。不登校の兆候がある早期段階において、学校内に安心して心を落ち着ける場所を確保し、自分のペースで個別の学習支援や相談活動を行うことも効果があります。



### 3 家庭訪問

家庭訪問では、まずは、教職員が児童生徒を「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることが重要です。本人と直接会えない場合は、保護者と話をしたり、持参したプリント類を置いてきたりするだけでも十分に意味があります。登校を強く促したり、勉強の不安を喚起したりするなどの対応は、児童生徒にとって苦しく受け入れがたい関わり（抵抗や不安をもたらすこともある）となるので、保護者とも相談しながら目的意識をもって慎重に対応します。家庭訪問では、保護者の不安や心配事に寄り添い、信頼関係を築くことが大切です。

#### 【事前の連絡】

- ・家庭訪問する際は、事前に保護者にその旨を伝えます。
- ・保護者の意向を確認しつつ、児童生徒の緊張が和らぐ放課後の時間を選ぶなど、訪問する時間を検討します。

#### 【訪問前】

- ・誰が訪問するか人選します。学級担任だけが抱え込むことなく、可能な限り複数名で対応します。
- ・訪問直前には、「今から訪問させていただきます」と伝えるなど丁寧に対応します。

#### 【訪問中】

- ・興味関心があることなど、本人が話しやすい話題を大切にします。
- ・この時点での励ましや登校刺激などは、逆効果になりがちであるので、本人のペースを大切にすることを伝えます。
- ・心の状況に不安があれば、S C等のカウンセリングや小樽市教育支援センターにおける教育相談等を提案します。

#### 【訪問後】

- ・訪問後も、保護者に連絡し、その後の本人の様子を尋ねます。
- ・訪問結果を記録し、情報を共有します。
- ・対応に悩む場合は、S CやS S Wに相談します。

### 4 ICTの活用

自宅や別室と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなど、学校に登校できない児童生徒に対する学びの一形態としてオンラインによる教育機会を提供することができます。

オンラインによる学習を学校内でも共有するとともに、1人1台端末を活用し、学校に出て来ることができない不登校児童生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、ICTを適切に活用した客観的な児童生徒の状況把握を組織的に進めることも重要です。

オンラインでの学習をきっかけに、進学や進級のタイミングで登校できるようになる児童生徒もいます。

### 5 小樽市教育支援センター（登校支援室）

本市では、登校支援室（「ふれあいルーム」、「ふらっとルーム」）を教育委員会庁舎内と市内3ヶ所（小樽市生涯学習プラザ、市立小樽図書館、小樽市銭函市民センター）に設置し、児童生徒の登校に向けた支援はもとより、社会的自立に向けて、児童生徒の在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや少人数グループでの活動、教科指導等を行っています。通級による支援はもとより、家庭と連携して訪問型支援を行うこともできます。

#### 【ふれあいルーム】

開設期間：毎週月曜日～金曜日（祝日と春・夏・冬休みは除く）  
開設時間：9：00～15：30  
場 所：小樽市教育委員会庁舎内（小樽市緑3丁目4番1号）

#### 【ふらっとルーム】

開設期間：毎週火曜日～金曜日（祝日と春・夏・冬休みは除く）  
開設時間：9：30～12：00  
場 所：火曜日・木曜日 小樽市生涯学習プラザ内（小樽市富岡1丁目5番1号）  
水曜日 市立小樽図書館内（小樽市花園5丁目1番1号）  
金曜日 小樽市銭函市民センター内（小樽市銭函2丁目2番10号）

## 6 保護者に対する支援

不登校の児童生徒をもつ保護者は、我が子の将来を案じ、自分の子育てが間違っていたのかと悩み、児童生徒の将来について不安を抱えていることが少なくありません。そうした保護者とは、児童生徒への支援等に先立ち、信頼関係を築くことが重要です。

### 【不登校に理解を示さない保護者には】

- ・不登校の初期には、原因不明の腹痛や頭痛などの身体症状もあることを伝え、SCや医師などの専門家から保護者やその家族に伝えてもらうことも検討します。

### 【学校に怒りや不信感を感じている保護者には】

- ・保護者の話に傾聴し、心情に理解を示し、管理職やSCなど、学級担任以外の力を借りることも検討します。

### 【強い焦りや不安を感じている保護者には】

- ・気持ちへの共感と、今後の対応を一緒に考えようとする姿勢を示し、必要に応じて保護者の会などを紹介します。

### 【後ろめたさを感じている保護者には】

- ・保護者には、嫌がる子どもを無理に学校へ通わせる法的義務はないことを伝え、小樽市教育支援センターなどの学校以外の学びも選択肢として伝えます。

## 7 保護者と学校、関係機関の連携

学校が関係機関と連携する場合、まず必要なのは、不登校児童生徒が何に困っているか、どのような関わりを必要としているかを正確にアセスメントすることです。虐待が疑われるケースを除き、本人に必要な関係機関が見つかった場合、当該関係機関との連携が、なぜ必要であるのかを、児童生徒本人だけでなく保護者の理解が必要となりますので、丁寧に説明することが大切になります。この説明と納得の過程（インフォームド・コンセント）なしに外部機関を紹介すると、児童生徒本人や保護者に「学校に見捨てられた」「学校ではどうにもならないほどひどい状態なのか」という不安を与えることにもなりかねないため、十分な配慮が求められます。

また、学校は、年度初めの保護者会や学校だより等において、欠席が連続する場合には、児童生徒本人と直接会わせてもらう必要があること及び登校日で連続欠席30日に達した日には、関係機関へ相談することを、あらかじめ説明します。

### 【発達障がい】

#### ◇こども発達支援センター

- ・発達障がいに関する相談のほか、障がい児と保護者の支援、地域の支援機関や関係機関との連携を図る。

### 【精神疾患】

#### ◇小樽市保健所

- ・こころの病気に関する不安や悩みの相談などの受け付け。

#### ◇福祉総合相談室「たるさぼ」

- ・ひきこもりに関する本人や家族からの相談を受け必要な助言や支援を実施。

### 【家庭の経済的困窮】

#### ◇福祉総合相談室

- ・様々な理由により生活に困窮する世帯からの相談を受け、生活保護や他の福祉制度等の利用を支援。

### 【児童虐待】

#### ◇小樽市こども家庭センター

#### ◇北海道中央児童相談所

- ・虐待、非行、不登校など子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な助言等を実施。

### 【非行問題】

#### ◇法務少年支援センター

- ・児童福祉機関、学校・教育機関などの機関・団体と連携を図りながら、地域における非行および犯罪の防止活動を実施。

## 8 児童虐待への対応

児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに小樽市こども家庭センターまたは北海道中央児童相談所に通告し、福祉や医療などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。さらに、児童虐待と関係が深い要保護・要支援児童、ヤングケアラーなどについても留意し、児童虐待の未然防止に向けた取組を進めることも重要です。

本市においては、児童虐待の発見から通告までを迷うことなく対応できるよう作成している、「小樽市児童虐待防止対応マニュアル」により対応します。

## 対 応 編

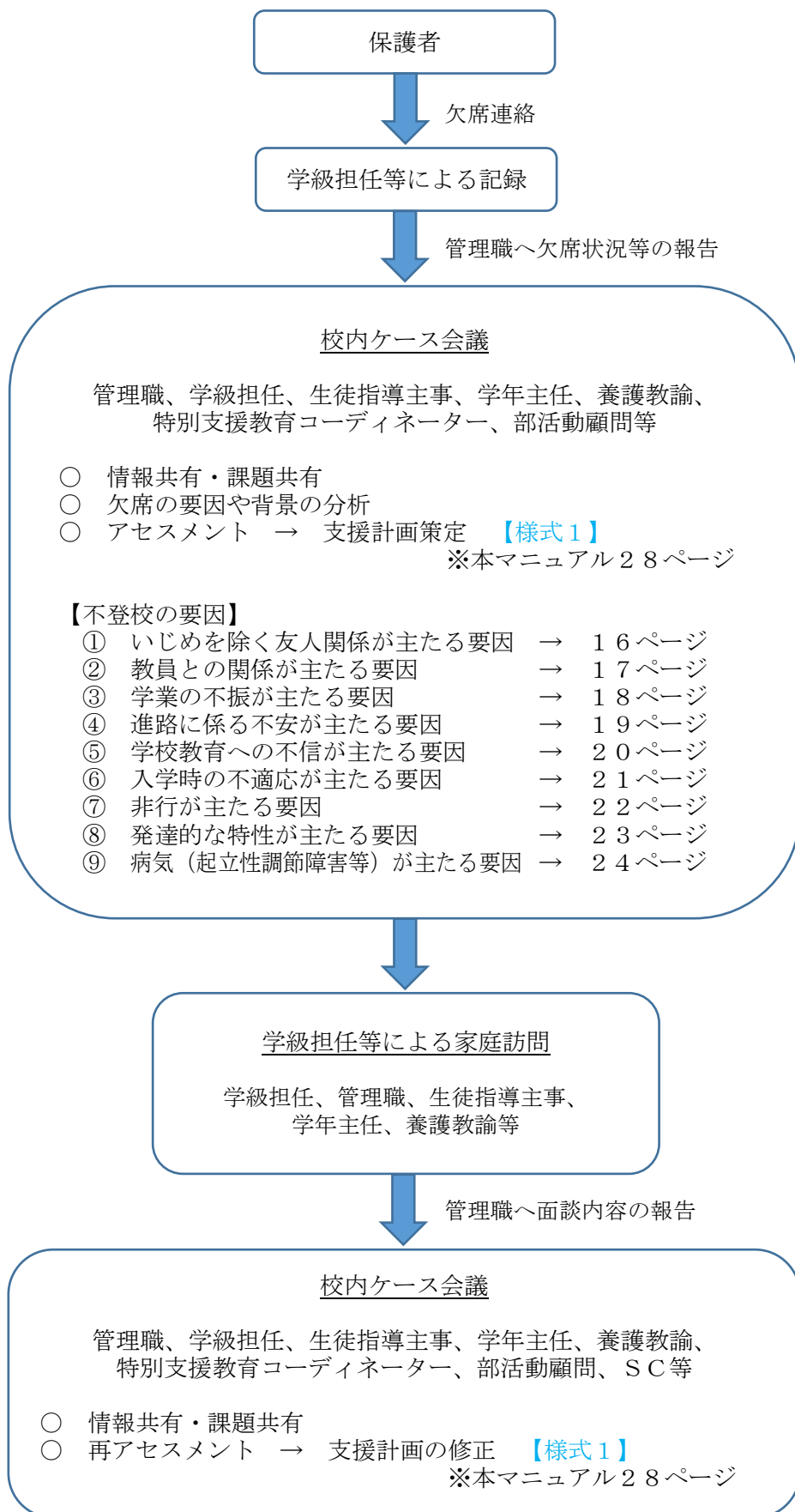
# I 欠席の状況等に応じた対応

## 1 児童生徒及び保護者への対応のポイント

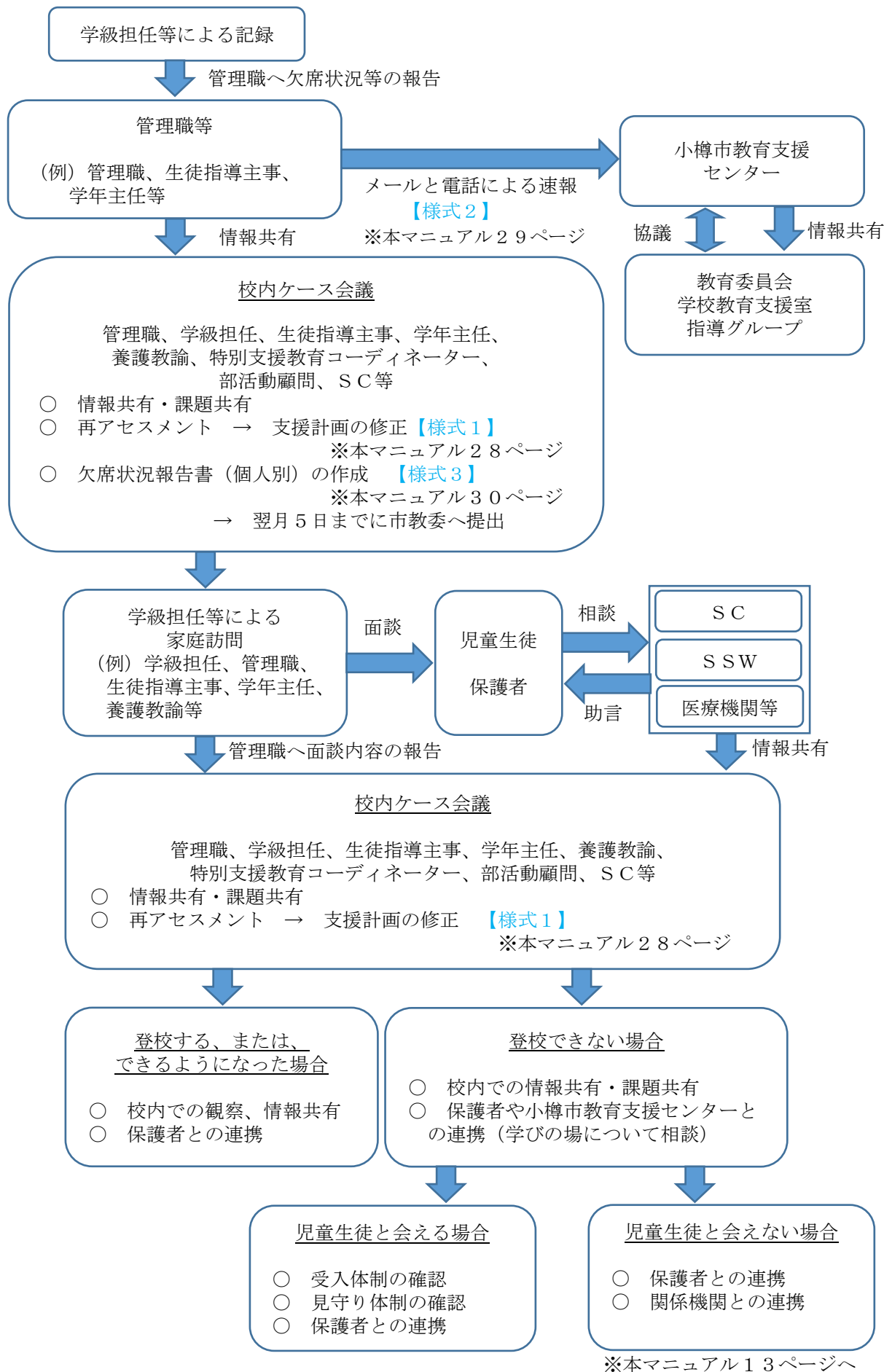
	対象となる児童生徒	学校の対応	関係機関との連携、留意事項
未然防止	すべての児童生徒	<ol style="list-style-type: none"> <li>魅力ある学校づくり・学級づくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>安心して学ぶことができる学校づくり</li> <li>学級での居場所づくり</li> <li>児童生徒との関係づくり</li> <li>学ぶ意欲を育む授業づくり 等</li> </ul> </li> <li>未然防止のための教育活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>SOSの出し方に関する教育 等</li> </ul> </li> </ol> <欠席の際の対応> <ol style="list-style-type: none"> <li>家庭との連絡               <ul style="list-style-type: none"> <li>本人や保護者からの連絡</li> </ul> </li> <li>状況把握、家庭との連絡               <ul style="list-style-type: none"> <li>観察、面談 等</li> <li>教職員からの情報</li> </ul> </li> <li>職員間で情報共有</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織的、計画的な実施</li> <li>学級担任等が児童生徒の状況を記録、情報共有</li> <li>年度初めに、欠席が連続する場合には、児童生徒本人と直接会わせてもらう必要があること及び登校日で連続欠席30日に達した日には、関係機関へ相談することを説明</li> </ul> <予兆> <ul style="list-style-type: none"> <li>遅刻、早退等の増加</li> <li>体調不良の増加</li> <li>家庭環境</li> <li>学業不振</li> <li>友人関係 等</li> </ul>
	連続欠席3日目 ※本マニュアル 11ページ	<ol style="list-style-type: none"> <li>家庭との連絡               <ul style="list-style-type: none"> <li>本人や保護者からの聞き取り</li> </ul> </li> <li>校内ケース会議の開催 <b>【様式1】</b> ※本マニュアル28ページ               <ul style="list-style-type: none"> <li>欠席の背景や要因を多面的に分析し、支援の方向性等を確認</li> </ul> </li> <li>家庭訪問               <ul style="list-style-type: none"> <li>本人、保護者との面談の実施</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠席状況の記録</li> <li>聞き取り内容を管理職等へ報告</li> <li>校内ケース会議の実施</li> <li>面談内容を管理職等へ報告</li> </ul>
	連続欠席7日目または 断続欠席10日目 ※本マニュアル 12ページ	<ol style="list-style-type: none"> <li>小樽市教育支援センターへの「速報」 <b>【様式2】</b> ※本マニュアル29ページ</li> <li>欠席状況報告書（個人別）の作成 <b>【様式3】</b> ※本マニュアル30ページ               <ul style="list-style-type: none"> <li>支援の方向性の修正、共有</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCやSSW等による助言や援助</li> <li>必要に応じて、医療等の関係機関との協議</li> </ul>
早期対応	～ 欠席が長期化した場合の対応 ～		
		<ol style="list-style-type: none"> <li>欠席状況報告書（個人別）を活用した組織的・計画的支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントによる支援計画の修正</li> </ul> </li> <li>登校にあたっての受入体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>温かい雰囲気づくりや別室登校</li> </ul> </li> <li>家庭訪問を通じた信頼関係の構築と保護者に対する支援</li> <li>関係機関との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>小樽市教育支援センター等の関係機関との連携</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級担任1人で抱え込まない支援体制</li> <li>SCやSSWによる面談や家庭への働きかけ</li> </ul>
長期化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒本人と直接会うことができず、登校日で連続欠席30日に達した日に、学校は、小樽市こども家庭センターとSSWへ相談する。 <b>※本マニュアル13ページ</b></li> </ul>		

- 不登校の要因や背景は多様かつ複雑であるので、SCやSSW等を活用して、チームによる組織的・計画的な支援を行うこと。
- 大切なことは、予兆をいち早くキャッチし、情報の共有、面談や家庭訪問の実施、欠席状況報告書（個人別）の作成等、組織的に対応し、全教職員で共通実践すること。

## (1) 連続欠席3日目の対応



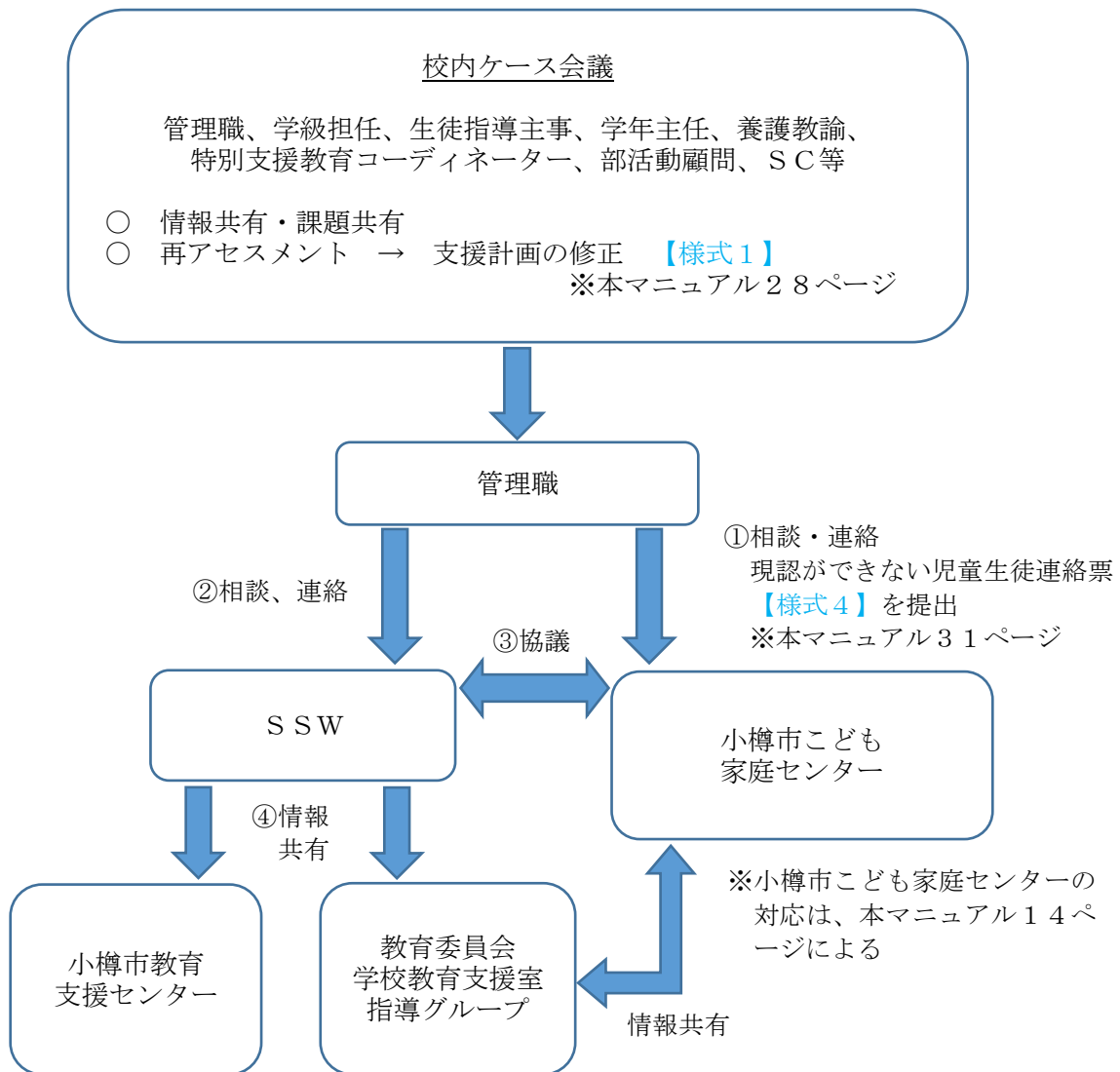
(2) 連続欠席7日目または断続欠席10日目の対応



(3) 児童生徒本人と直接会うことができず、登校日で連続欠席30日に達した日の対応  
 ※「長期休業等前」は、別記のとおり対応する。

【手順】

- ① 管理職が、児童生徒本人と直接会えていないことを「現認できない児童生徒連絡票【様式4】」を活用して、小樽市こども家庭センターへメールで提出する。  
 ※本マニュアル31ページ
- ② 管理職が、児童生徒本人と直接会えていないことをSSWへ相談する。
- ③ SSWが、学校が児童生徒と会えていない状況を小樽市こども家庭センターと情報共有し、今後の対応について協議する。
- ④ SSWが、小樽市教育支援センター及び教育委員会学校教育支援室指導グループへ情報共有する。



【別記：長期休業等前の対応】

長期休業等前の終業式や修了式の直前に「連続7日間以上」欠席している児童生徒について、終業式や修了式の当日に現認できない場合は、その翌日（翌日が、土日・祝日により休業日の場合は、翌週の月曜日）に、小樽市こども家庭センターとSSWへ連絡・相談する。

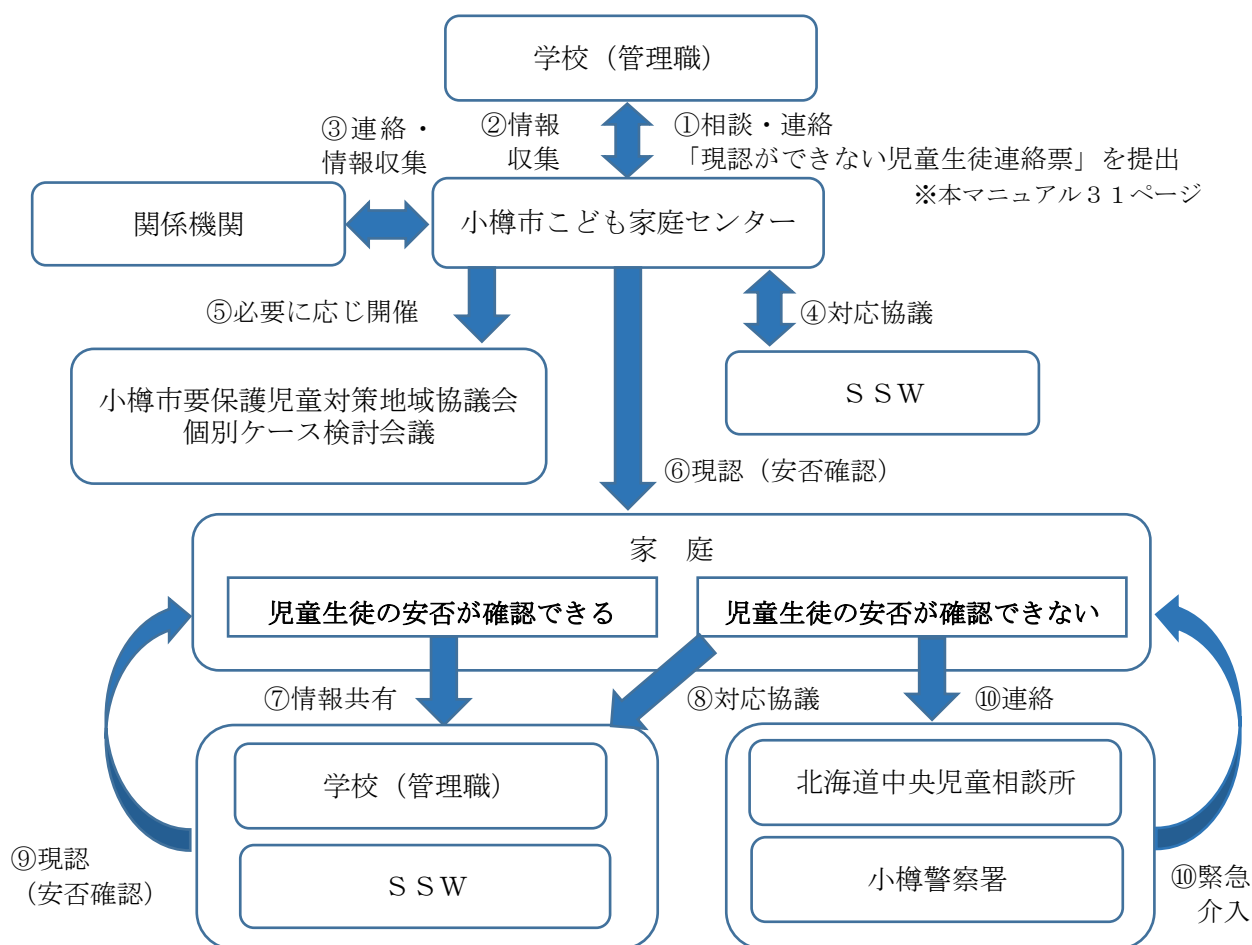
<方法>

- ・学校は、①電話又はメール（任意様式）により連絡・相談し、今後の家庭訪問の予定などを伝える。②家庭訪問を行った場合は、その結果などを連絡する。
- ・小樽市こども家庭センターとSSWは、学校からの情報を共有し、今後の対応について協議する。

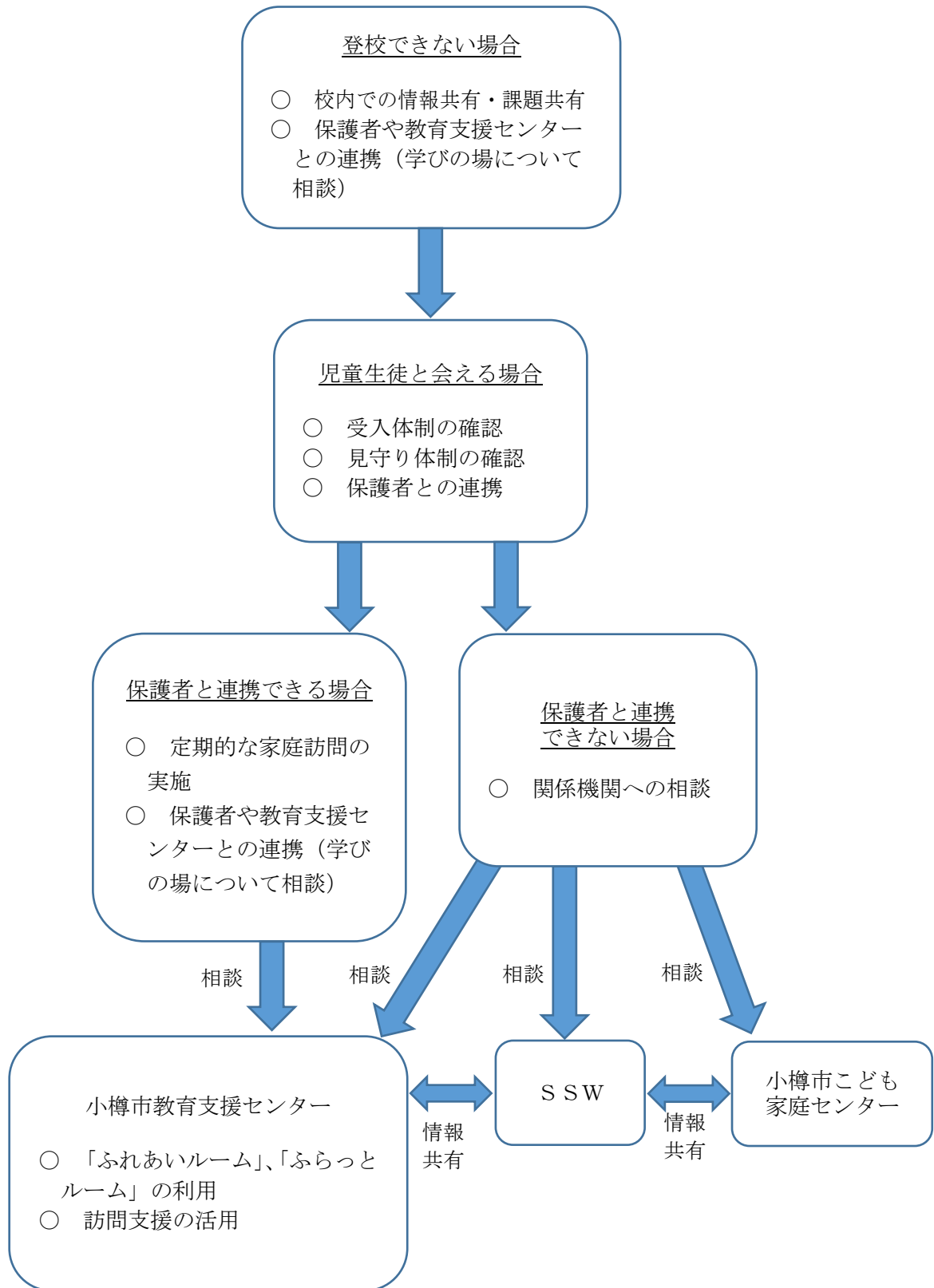
## <小樽市子ども家庭センターの対応>

### 【手順】

- ① 「現認ができない児童生徒連絡票」【様式4】を受理。
- ② こども家庭センターから学校に連絡し、児童生徒氏名や状況等、情報収集する。
- ③ 当該世帯に関わっている関係機関に連絡し、情報収集する。
- ④ S S Wと対応を協議する。
- ⑤ 必要に応じて、「小樽市要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議」を開催し、関係機関を招集。情報共有や今後の対応について協議する。
- ⑥ 児童生徒の現認（安否確認）を試みる。  
（具体例）
  - ・ 学校を通じて保護者と連絡を取り、学校やS S W等と共に家庭訪問を実施する。  
（児童生徒が安心して面談できる人と同行訪問）
  - ・ 当該世帯に関わっている関係機関（生活保護担当ケースワーカー等）と共に家庭訪問を実施する。
  - ・ 児童生徒が通院している医療機関に連絡する（保護者の同意必要） など
- ⑦ 対応後の経過等は、S S Wや学校等に報告し、情報を共有する。
- ⑧ 現認ができない場合は、学校やS S Wと対応を協議する。
- ⑨ 再度、現認（安否確認）を試みる。
- ⑩ 児童生徒の現認ができない状況が継続する場合や緊急性が高い場合は北海道中央児童相談所や小樽警察署に連絡し、対応を協議する（緊急介入の検討）。



(4) 学校は現認できているが、心配な児童生徒や保護者がいる場合



## II 具体的な対応例

### 1 「いじめを除く友人関係が主たる要因」である場合

学級担任や教職員の気づき（管理職に報告）

- 学級担任等による本人や保護者との面談や家庭訪問での聞き取り
- これまでのいじめアンケート等の確認
- 養護教諭、教科担任、部活動顧問等からの情報収集
- 関係児童生徒からの情報収集

校内ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、  
特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、S C等

手立ての例

#### 学校の対応

- 学級担任等が、本人や保護者との面談を継続的に行い、本人の状況把握や意思確認を丁寧に行います。
- S Cが本人及び保護者の心のケアを行います。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整えます。
- 本人の心情や体調を把握し、支援計画を改善しながら登校復帰を支援します。
- 学校の取組を本人及び保護者へ伝えます。
- 学級の状況を複数の教員で見守ります。

#### 関係機関との連携

- 必要に応じて、本人及び保護者の意向を踏まえながら、小樽市教育支援センターへの通級等を促します。
- S S Wを活用し、北海道中央児童相談所や医療機関等の連携を図ります。
- 特別支援教育コーディネーターにより、医療機関等との連携を図ります。

連続欠席3日目になった初期の段階で校内ケース会議を開き、アセスメントを行うことで、多様な要因に対応できます。  
また、いじめ、発達的な特性等の早期発見にもつながり、組織的な初期対応が可能となります。

## 2 「教員との関係が主たる要因」である場合

教職員等の気づき（管理職に報告）

管理職による学級担任等の指導方法の確認と指導

管理職等による情報収集

- 本人への面談（管理職、養護教諭、SC等による複数の視点で面談）
- 保護者への面談（管理職、SC等に対応）
- 学級担任等からの情報収集（体罰や暴言等、不適切な言動や指導がなかったか丁寧に確認）
- 関係する児童生徒への面談（学年主任、養護教諭等に対応）

校内ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

- 参加者で情報を共有します。
- SC、SSWより、専門的な見地から助言を受けます。
- 保護者との共通理解のもと支援計画を策定します。

手立ての例

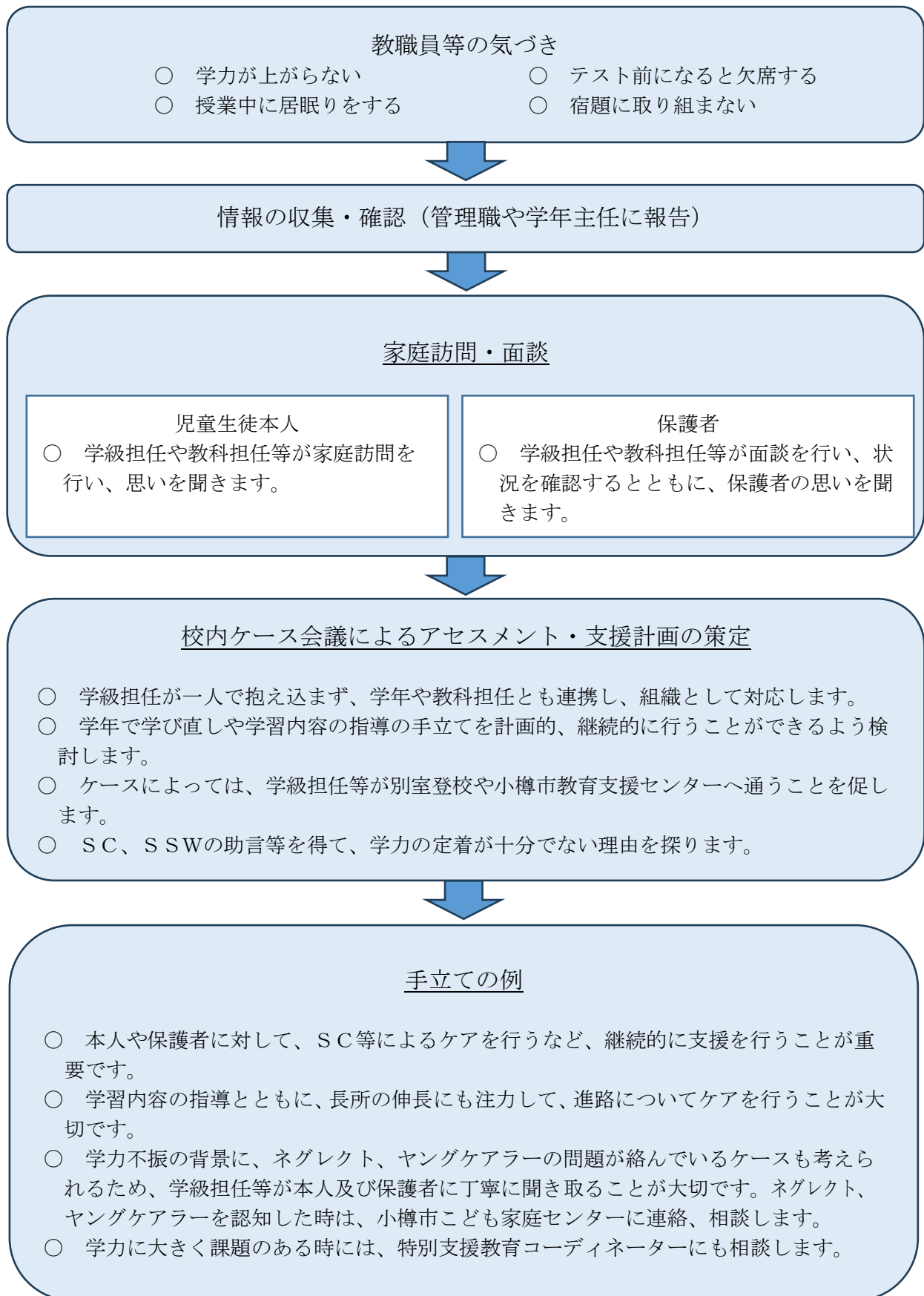
登校支援の取組

- 本人が安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行い、本人との信頼関係づくりに取り組みます。
- SCが本人および保護者の心のケアを行います。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整えます。
- 本人の心情や体調を把握し、支援計画を適宜見直し登校復帰を支援します。
- 学級担任との関係以外に要因があれば、校長の指示のもと、迅速に対応します。

関係機関等との連携

- 別室登校の際の対応や、小樽市教育支援センターと連携して本人の学習の場を設定します。
- SC等による継続的なアセスメントを行います。
- 管理職の指導のもと、必要に応じて医療機関等と連携します。

### 3 「学業の不振が主たる要因」である場合



#### 4 「進路に係る不安が主たる要因」である場合

教職員の把握（管理職に報告）

学級担任、生徒指導主事、養護教諭、部活動顧問等による情報収集

- 当該児童生徒との個人面談や学級担任等による家庭訪問の実施
- 教職員からの情報収集

校内ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、  
特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、SC等

手立ての例

本人への支援  
※登校できる場合

- 教室で授業を受けられないときは、別室で個別授業を行います。
- 学級担任や教科担任が欠席していた期間の学習内容の指導を行います。
- 学級担任等が家庭訪問を定期的に行い、心のケアや希望があれば学力補充を行います。

本人への支援  
※登校できない場合

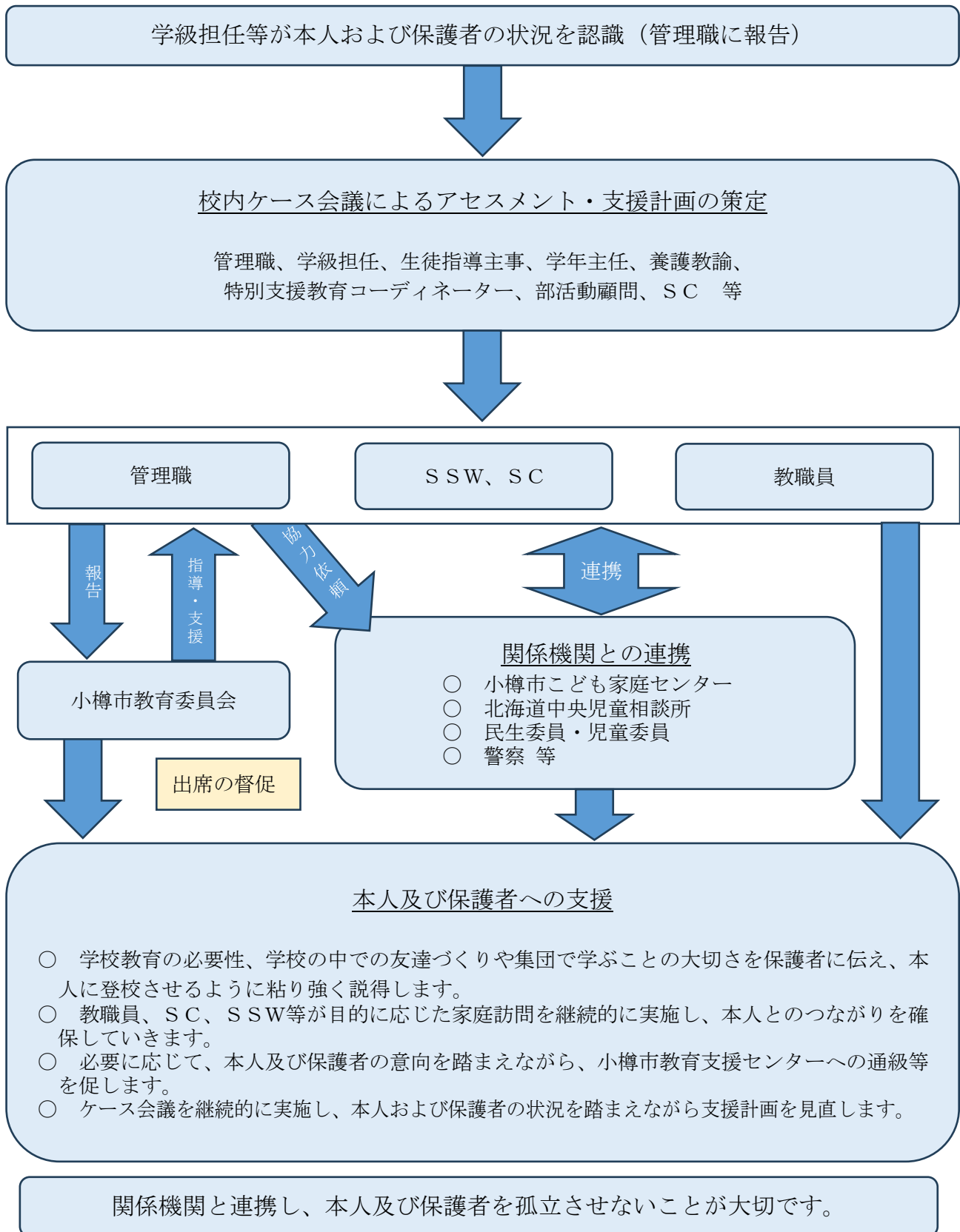
- 学級担任等、本人が安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、進路選択についての相談や、心のケアに取り組みます。
- 学級担任や教科担任が、欠席した期間の学習内容の指導を行います。

保護者に対する支援

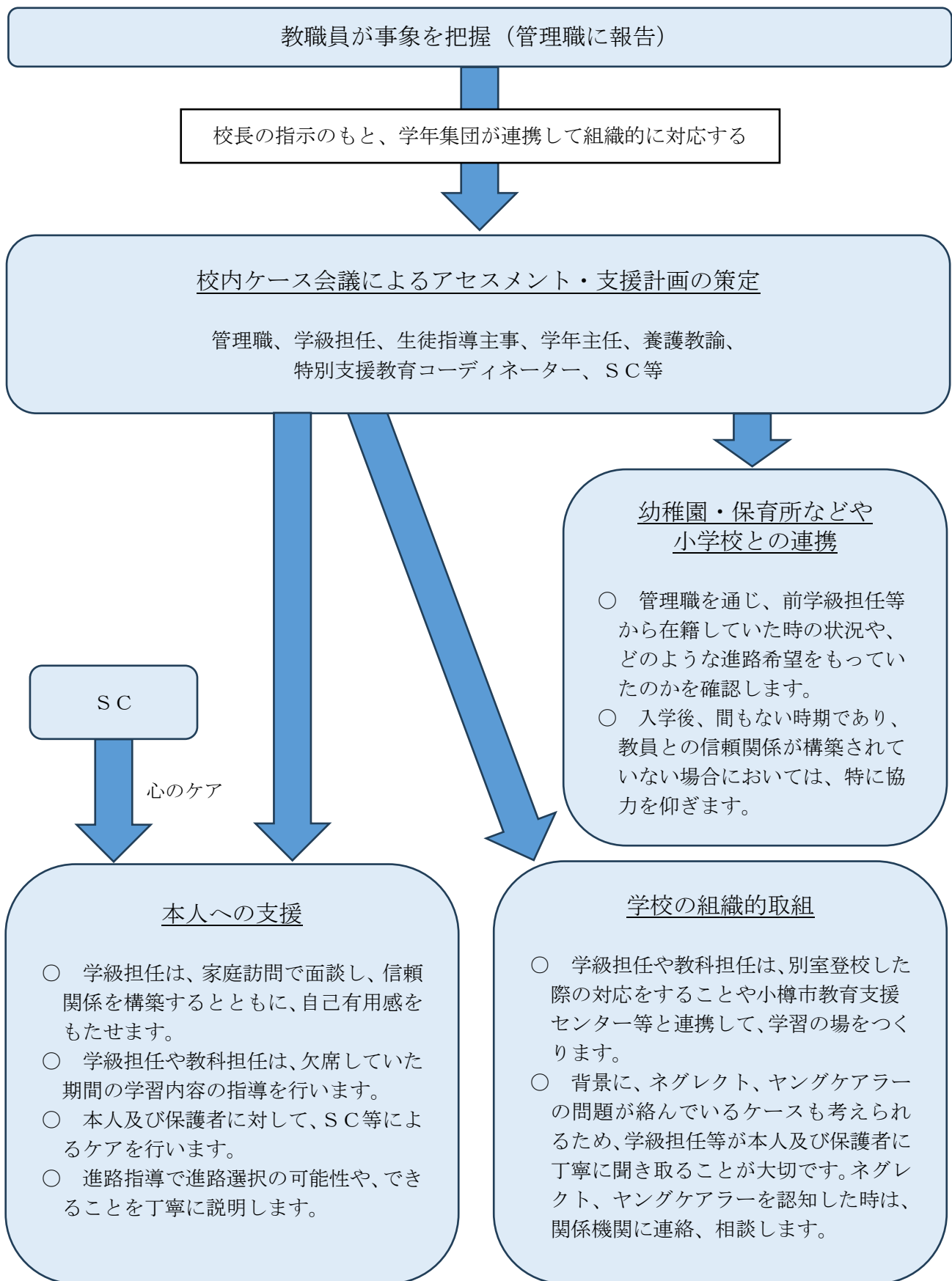
- 学級担任等が本人の願いや悩みを丁寧に保護者に伝えます。
- 保護者の心のケアを行いながら、本人の支えになるよう依頼します。
- 進路に関する情報を丁寧に伝えます。
- SC等と相談するよう勧めます。

本人が納得して進路選択していくことが大切です。  
そのためには、本人に自尊感情を育むことと、保護者の理解が必要です。

## 5 「学校教育への不信が主たる要因」である場合



## 6 「入学時の不適応が主たる要因」である場合



## 7 「非行が主たる要因」である場合

教職員の把握（管理職に報告）

学級担任、生徒指導主事、養護教諭、部活動顧問等による情報収集

- 学級担任、生徒指導主事、SC、SSW等による面談
- 学校内・学校外の友人関係、部活動内の友人関係等の情報収集
- 学級担任や生徒指導主事による保護者面談、必要に応じて家庭訪問による情報収集
- 北海道中央児童相談所や警察等、外部機関からの情報収集

校内ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、  
特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、SC、SSW 等

手立ての例

登校支援の取組

- 学級担任や生徒指導主事が、SSW等と連携し、本人の交友関係や生活習慣の改善を図るように指導します。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整えます。
- 本人の心情や体調を把握し、支援計画を改善しながら登校復帰を支援します。
- 民生委員・児童委員等による登校支援を計画的に行います。
- 継続してアセスメントを行います。

保護者に対する支援

- 学級担任や生徒指導主事、SC、SSW、必要に応じて管理職が保護者から子育ての不安や悩み等を聞き取ります。
- 保護者に対して、必要に応じて北海道中央児童相談所や民生委員・児童委員等の相談機関を紹介します。
- 必要に応じて、要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を行い、保護者の養育に関する課題を明らかにするとともに、必要な支援を行います。

関係機関との連携

管理職・生徒指導主事等窓口となる教員を決めておき、日頃から関係を築いておくことが大切です。必要に応じてケース会議への出席を依頼し、多面的にアセスメントを行い、関係機関と連携した支援策が必要なケースもあります。

- 小樽警察署
- 北海道中央児童相談所
- 小樽市こども家庭センター
- 小樽市教育委員会
- 民生委員・児童委員 等

## 8 「発達的な特性が主たる要因」である場合

学級担任の気づき（管理職と特別支援教育コーディネーターに報告）

特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭等による情報収集

- 現在の状況（授業、集会、行事等、どのような場面で気になる行動が見られるか）
- 過去の状況（幼稚園、小学校、下学年の担当教諭等からの聞き取り）
- 保護者への面談（学級担任だけでなく、特別支援教育コーディネーター等を交え複数で対応）
- 本人への面談・観察（SC、養護教諭等による複数の視点で面談・観察）

校内ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、  
特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、SC、SSW 等

- すべての教職員で情報を共有します。
- SC、SSWより、専門的な見地から助言を受けます。
- 本人の「得意なこと」、「苦手なこと」等を整理し、教室環境や授業における合理的配慮について検討します。
- 保護者との共通理解のもと支援計画を策定します。

手立ての例

学校の対応

- すべての教職員が発達の特性を理解し、本人のニーズに合わせた支援や指導を行います。
- 学級担任が本人への関わり方の見本となり、周囲の児童生徒への理解を促します。
- 本人の特性に配慮した教室掲示や授業方法の工夫を行います。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整えます。
- 本人の心情や体調を把握し、支援計画を改善しながら登校復帰を支援します。
- 必要に応じて「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成、活用を図ります。

関係機関等との連携

- SCの助言を参考にし、医療機関等との連携を視野に入れます。
- 保護者に医療機関等への受診を勧める場合は、保護者の心情に配慮し、伝え方やタイミングについては、事前に協議しておきます。
- 本人及び保護者の意向を踏まえながら、小樽市教育支援センターへの通級等を促します。

## 9 「病気（起立性調節障害等）が主たる要因」である場合

### 【起立性調節障害】

自律神経系のリズムが乱れ、午前中に交感神経が活性化せず、身体が休止する状態になる一方、午後から夜に体調が回復するといった身体症状の一つ。

学級担任、養護教諭等の気づき、保護者からの相談（管理職に報告）

- 朝、起き上がれない。
- 登校しようとする腹痛が起こる。
- 登校しても元気が出ない。
- 体調が優れない状態が続く。
- 食欲が出ない。
- 昼夜逆転生活。等

学級担任、養護教諭等が連携して情報収集

校内ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、SC、SSW 等

医療機関との連携

- 保護者に医療機関等への受診を勧める場合は、有益となる情報を伝え、判断をしてもらいます。

医療機関での診察

病気であると診断

病気でない診断

病気以外に欠席している要因が見当たらない場合

学校や家庭に要因があると考えられる場合

登校支援の取組

- 本人が安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、本人と保護者の支援（ケア）に取り組みます。
- 学級担任や養護教諭は、保護者から治療の状況を定期的に聞き取りながら、校内ケース会議で支援計画の確認及び修正を行います。
- 可能であれば、保健室登校等の別室登校を促します。

学校生活への対応

- 学校生活での要因を校内ケース会議で明らかにします。
- 学級担任等が、本人の不安を取り除くための取組を行い、その過程と結果を本人と保護者に伝えます。

保護者への支援

- SC等による面談を行います。
- SSWを活用し、小樽市こども家庭センターや北海道中央児童相談所等の関係機関と連携します。

全教職員及び児童生徒に対し、起立性調節障害等の理解を深めることができる場の提供

### Ⅲ 相談窓口

#### <不登校に関する相談窓口>

名称	概要	お問い合わせ先
教育委員会 教育支援センター	不登校の相談・登校支援センターの利用相談	TEL：0134-32-4111（内線7530） （平日8：50～17：20） 〒047-0034 小樽市緑3丁目4-1 Mail：fureai@city.otaru.lg.jp
小樽市教育研究所	子ども本人、保護者からの学校生活全般の相談	TEL：0134-22-4812 （平日8：50～17：20） 〒047-0034 小樽市緑3丁目4-1 Mail：kyoiku-sodan@city.otaru.lg.jp
小樽市スクール カウンセラー	児童生徒の不登校に関する相談	TEL：0134-24-4314 （月曜日、木曜日10：30～16：30） 〒047-0034 小樽市緑3丁目4-1
北海道教育委員会 生徒指導・学校安 全課生徒指導係	高等学校に在籍する生徒の不登校に関する相談	TEL：011-204-5887 （平日8：45～17：30） 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 URL： <a href="https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/">https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/</a>

#### <小樽市教育支援センター>

名称	概要	お問い合わせ先
ふれあいルーム	個別で学習を進めます。交流活動や社会見学、スポーツなどを行います。 ※ 通所の他にオンラインによる支援も受けられます。	TEL：0134-32-4111（内線7530） （平日8：50～17：20） Mail：fureai@city.otaru.lg.jp <ふれあいルーム> ○月～金曜日、小樽市教育委員会庁舎内 〒047-0034 小樽市緑3丁目4番1号 ※ 開設時間9：00～15：30
ふらっとルーム	毎週火曜日～金曜日（祝日と春・夏・冬休みは除く）参加者同士の交流や、参加者の希望を踏まえた活動を行います。	<ふらっとルーム> ○火・木曜日は生涯学習プラザ内 〒047-0033 小樽市富岡1丁目5番1号 ○水曜日は小樽市立図書館内 〒047-0024 小樽市花園5丁目1番1号 ○金曜日は小樽市銭函市民センター内 〒047-0261 小樽市銭函2丁目28番10号 ※ 開設時間9：30～12：00

#### <学びの居場所・保護者からの相談>

名称	概要	お問い合わせ先
おたるエデュケーション	学校に行けない・行かない子どもたちとその保護者を応援しています。月に2回程度、子どもたちとの小集団活動や体験をプレーパーク的に開催しています。月1回程度、保護者サロンや語る会の実施にて、保護者同士の情報交換や学びの場も設けています。	【facebook】 おたるエデュケーション (facebook.com) Mail：taruedu0901@gmail.com
小樽不登校・ひきこもり家族交流会	子どもの不登校、ひきこもりで、不安や困りごとを抱える家族が、胸の内や今話したいことを語り合い、交流しながら問題解決の糸口を探しています。	小樽不登校・ひきこもり家族交流会 電話 0134-54-4160（西川）

<子どもの発達に関する相談窓口>

名称	概要	お問い合わせ先
小樽市こども発達支援センター	子どもの発達や障害のあるお子さんに関する相談	TEL：0134-27-6100 (平日9:00～17:00) 〒047-0034 緑3丁目4-1
小樽市さくら学園	子どもの発達や障害のあるお子さんに関する相談	TEL：0134-54-7752 (平日8:30～17:00) 〒047-0156 桜2丁目11-16

<児童に関する相談窓口>

名称	概要	お問い合わせ先
子育て支援センター	育児相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※面談は予約制です。	○子育て支援センター「げんき」 TEL：0134-21-5039 〒047-0013 奥沢3丁目22-1 Mail：genki-kosodate@city.otaru.lg.jp ○子育て支援センター「風の子」 TEL：0134-22-0822 〒047-0046 赤岩2丁目21-1 Mail：kazenoko-kosodate@city.otaru.lg.jp ○子育て支援センター「あそぼ」 TEL：0134-62-0059 〒047-0261 銭函2丁目23-13 Mail：asobo-kosodate@city.otaru.lg.jp
小樽市こども家庭センター「にこにこ」	妊娠、出産、育児相談、子育て相談、児童虐待などに関する相談 ※面談は予約制です。 ※メール相談もお受けしています。	TEL：0134-32-5208 (平日9:00～17:00) 〒047-0008 築港11番1号 (ウイングベイ小樽1番街4階) Mail：kodomo-katei@city.otaru.lg.jp
北海道中央児童相談所	子どもを養育する上での様々な悩みや児童虐待などの相談	TEL：011-631-0301 (平日8:45～17:30) 〒064-8564 札幌市中央区円山西町2丁目1-1

<経済的負担の相談窓口>

名称	概要	お問い合わせ先
福祉総合相談室 たるさぼ (自立支援グループ)	各種福祉制度に関する相談 経済的に困っていることや生活上の不安	TEL：0134-33-1124, 33-1128 (平日8:50～17:20) 〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所1階 Mail：jiritu-sien@city.otaru.lg.jp
福祉総合相談室 (福祉相談グループ)	生活保護相談	TEL：0134-32-4111(内線317) (平日8:50～17:20) 〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所1階

<生活全般の相談窓口>

名称	概要	お問い合わせ先
小樽市民生児童委員協議会事務局	生活上の心配事や家庭・健康・子育ての悩みなど	TEL：0134-23-7844 (平日8:50～17:20) ※担当地区の委員の連絡先をお知らせします。

## 【参考資料一覧】

- 生徒指導提要 (文部科学省)
  
- 不登校支援ガイドブック  
全ての子ども笑顔のために ～社会的自立に向けた支援のポイント～  
(北海道教育委員会)
  
- 児童生徒支援に関する指導資料  
保護者とのよりよい連携のためのヒント ～共に子どもを育む～  
(栃木県総合教育センター)
  
- 一人一人の社会的自立に向けた  
児童生徒支援ハンドブック ～総合的な長期欠席・不登校対策～  
(埼玉県教育委員会)
  
- 不登校対応基本マニュアル  
事例別対応編 ～具体的な12の事例対応例による児童生徒への対応～  
(和歌山県教育委員会)
  
- 不登校児童生徒への支援の手引き (沖縄県教育庁 義務教育課)

協議シート（ケース会議等記録）

日 時 令和 年 月 日（ ） : ~ :

記録者 \_\_\_\_\_

学年	組	児童生徒氏名		参加者・機関名							
今年度欠席日数		累計（ ）日		※遅刻（ ）日		早退（ ）日					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度までの欠席日数				小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
本人の意向											
保護者の意向											
関係機関からの情報											
長期目標											
役割分担	分掌・機関名			短期目標（ 月 日）				経過・評価			
確認・同意事項											
特記事項											

## 連続欠席7日目または断続欠席10日目の報告(速報)

校長名: \_\_\_\_\_

作成者: \_\_\_\_\_

学校名		学年・組		氏名	
担任名		家族構成			
欠席の状況	連続欠席7日目	欠席の理由 【内訳】			
	断続欠席10日目				

※「旅行」、「ケガによる欠席」のほか、「入院治療による」と理由が明確で、背景に不登校が疑われない場合は、以下記載しない。

要因と考えられること	
これまでの対応(校内ケース会議の状況等)	
今後の対応(支援方針) 「誰が」、 「いつ」、 「何を」行うか等	

※小樽市教育支援センターへメール(fureai@city.otaru.lg.jp)を送信後、電話(32-4111内線7530)すること。

欠席状況報告書（個人別）【兼 個別の指導プログラム】

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 報告

記入者名 ( \_\_\_\_\_ )

学年・組	年		組	生年月日		年		月		日						
児童生徒名				○男	●女	保護者氏名										
現住所																
(1) 本年度の学校欠席状況	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	新規・継続	
	日数														○新規 ●継続	
(2) (登校支援室等への通級日数)	前年度の欠席日数															
(3) 不登校となったきっかけや継続している要因 (主たる要因を一つ選択して◎をつけるとともに、他の要因にも○をつけ、これらを踏まえた総合所見を下記の欄に記載してください。)	区分	いじめの被害	いじめ被害を除く友人関係	教職員との関係	学業不振や頻繁な宿題の未提出	学校の決まり等に関する相談	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭生活の変化	親子の関わり方	生活リズムの不調	あそび、非行	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	不安・抑うつ	障害(疑いを含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談	個別の配慮(左記)以外についての求めや相談	左記に該当なし
	総合所見															
(4) 家庭環境及び教育への関心																
(5) 本人の性格や行動など参考事項																
(6) 当月の状況及び今後の方策	長期的な目標															
	当月の状況															
	家庭訪問 回					電話連絡 回					その他【 】 回					
	○最終現認日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日															
	当月、現認できた場合↓ 当月、現認できなかった場合↓ ※詳細に記入															
	○現認者 ( )					○現認できなかった理由										
	○現認方法<場所等> ( )															
	当月の方策の評価															
	今後の方策															
短期的な目標					いつ行うか											
誰が行うか					連携・協力する相手											
何を行うか					その他											
(7) 関係機関との連携状況	1 関係機関と連携している (該当するものにチェックしてください) <input type="checkbox"/> 登校支援室(教育委員会) <input type="checkbox"/> こども家庭課(こども未来部) <input type="checkbox"/> その他【 】 2 関係機関と連携していないが、今後希望する機関 <input type="checkbox"/> 登校支援室(教育委員会) <input type="checkbox"/> こども家庭課(こども未来部) <input type="checkbox"/> その他【 】															

- ・ (3) (4) (5) の項目については、変更がない限り前月と同内容で結構です。
- ・ (6) 「当月の状況及び今後の方策」については具体的に記載願います。

## 現認ができない児童生徒報告書（こども家庭センター宛）

記入者					記入日		
児童生徒名			学校名	年			
保護者との 連絡状況			家庭訪問時の状 況	保護者		児童生徒	
児童虐待の 疑い		内容					
欠席が増加 した時期		理由					
最終現認日			依頼事項				
児童生徒及び 保護者との 経過 (簡単に)							
<p>&lt;留意事項（対応の流れ）&gt;</p> <p>①内容を記載し、本連絡票を小樽市こども家庭センター（こども家庭課こども家庭係）までメールで提出していただきますよう、お願いいたします。（<a href="mailto:niko-niko@city.otaru.lg.jp">niko-niko@city.otaru.lg.jp</a>）</p> <p>※<b>児童虐待等、緊急性がある場合</b>は、本連絡票ではなく、電話での連絡をお願いいたします。</p> <p>②メール受信後、小樽市こども家庭センターから学校に連絡し、児童生徒氏名や状況等を確認し、今後の対応について協議いたします。</p>							

小樽市不登校対応マニュアル

発 行 令和7年3月  
令和8年3月改訂  
発行元 小樽市・小樽市教育委員会